

## **[事案 23-66] 新契約無効確認・既払込保険料返還請求**

・平成 23 年 12 月 22 日 和解成立

### **<事案の概要>**

募集人の強引な勧誘および虚偽の説明によって加入させられた結果、当初より希望していた別の契約に加入できなくなったとして、契約の解除および払込保険料の返還を求めて申立てがあったもの。

### **<申立人の主張>**

申立人は、平成 21 年 11 月に母の死亡保険金の支払手続を行うとともに募集人から申立契約の勧誘を受け、12 月に申立契約（養老保険）に加入した。その後、申立人が申立外契約を解約し、当初より希望していた終身保険に加入しようとしたところ、保険会社の加入限度額との関係で加入できなかった。もともと母の死亡保険金の支払手続も申立人に断りなく行われたものであり、申立契約は強引な勧誘と虚偽の説明により契約させられたものである。また、保険会社は、申立契約の保険証券を紛失し、そのことを隠蔽している。このような保険契約は解除すべきである。

### **<保険会社の主張>**

以下の通り、申立人の主張には理由がなく、申立契約の解除および払込保険料の返還に応じることはできない。

- (1) 申立人は、募集人に、勧誘の時点で、申立外契約につき、このまま続けていても掛け捨て感が大きく、損をするから解約したい旨の話をしただけであり、新たに 500 万円の終身保険に加入したいという話はしていない。もし、そのような話を聞いていたら、加入限度額の仕組みを熟知していた募集人が、申立人に申立契約への加入を勧めるはずがない。
- (2) 申立契約の保険証券は、当社が平成 22 年 1 月に作成して、郵送しており、当社が誤って紛失させたものでなく、隠蔽した事実もない。

### **<裁定の概要>**

裁定審査会は、申立人および保険会社から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづいて審理し、審査会としての見解を保険会社に伝えたところ、保険会社より和解案の提示があった。

審査会において検討した結果、保険会社の提案は、申立人の請求をそのまま認めるものであり、紛争の早期解決の観点から、同和解案は妥当なものであると考え、指定（外国）生命保険紛争解決機関「業務規程」第 34 項第 1 項にもとづき、同和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。